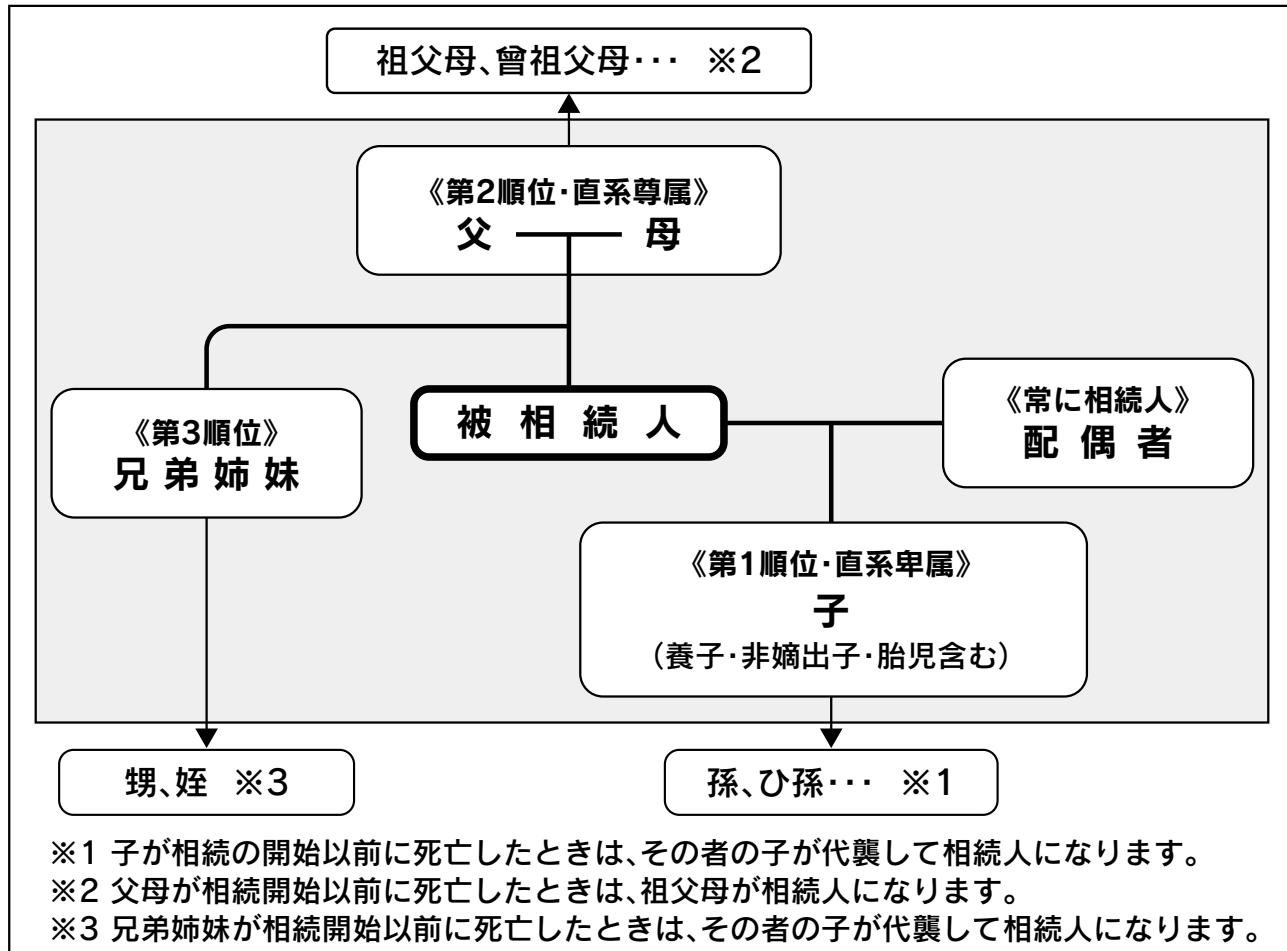


# 相続登記・相続税など

## 相続の基礎知識

法定相続人の範囲や法定相続分は民法で次のとおり定められています。そのほか遺言書による場合や、相続が確定する前に相続人が亡くなり次の相続が開始すると、相続人や相続分が変わる場合もあります。

### ●法定相続人の範囲



- ・相続を放棄した人は初めから相続人ではなかったものとされます。
- ・内縁関係の人は、相続人に含まれません。

### ●法定相続分

相続人	相続分
配偶者と子	配偶者 2分の1・子(2人以上のときは全員で) 2分の1
配偶者と直系尊属(父母)	配偶者 3分の2・直系尊属(2人以上のときは全員で) 3分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 4分の3・兄弟姉妹(2人以上のときは全員で) 4分の1

- ・子供、直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いるときは、原則として均等に分けます。
- ・民法に定める法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の取り分であり、必ずこの相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません。

## 相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）が遺産に係る基礎控除額を超える場合にその超える部分（課税遺産総額）に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日（通常は亡くなられた日）の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口などをご利用ください。

### ○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

### ○ 電話相談センター（国税局税務相談室）

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談（1）」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

＜受付時間＞8:30～17:00〔土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。〕

＜能代税務署＞0185-52-6111 〒016-8601 能代市末広町4番20号 能代合同庁舎

### ○ 税理士情報検索サイト

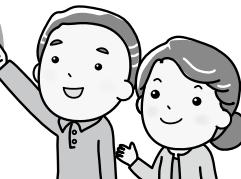
税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません（注）。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」（<https://www.zeirishikensaku.jp>）で、税理士等の検索が可能となっています。

（注）弁護士（弁護士法人）は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

# 法定相続情報 証明制度

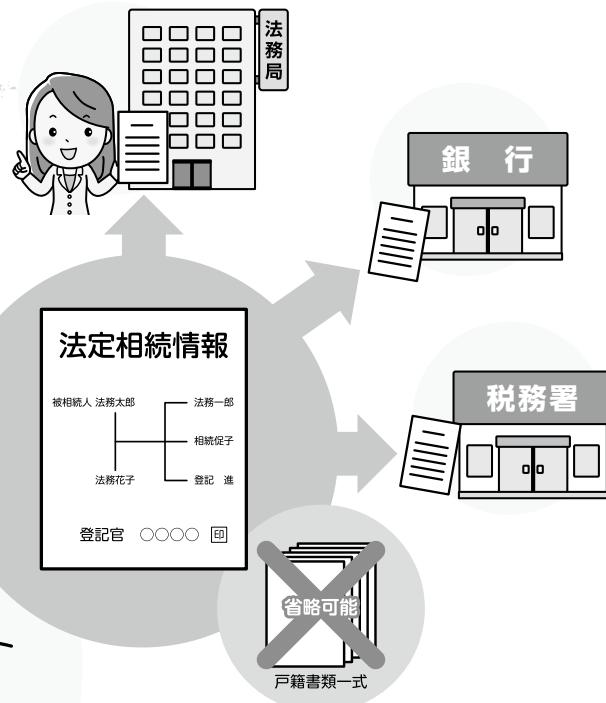
あなたの  
相続手続を  
応援します!



多くの方々にご利用いただいております!

面倒な相続手続を  
より早く!  
より便利に!

未来につなぐ相続登記  
不動産の  
相続登記を  
お忘れなく!  
次の世代へのつとめです



「法定相続情報証明制度」とは、相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります\*。

\*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

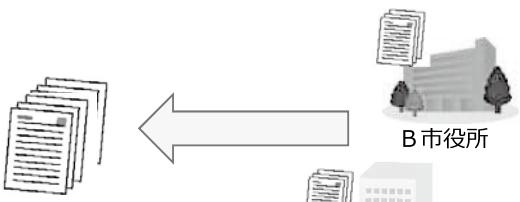
法定相続情報証明制度の詳しい内容は、 [法務局ホームページ](#) 検索をご覧ください。

法務省民事局

# 法定相続情報証明制度の手続の流れ（イメージ）

## ①申出（法定相続人又は代理人）

### ①-1 戸籍謄本等を収集



### ①-2 法定相続情報一覧図の作成 (参考：別紙1（解説付き）)

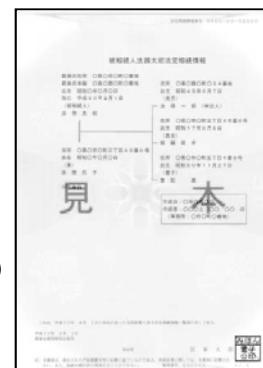


### ①-3 申出書を記載し、上記①-1、 ①-2の書類を添付して申出

- ✓ 提出された戸籍謄本等に記載の情報に限る（放棄や遺産分割協議は対象外）
- ✓ （数次相続発生の場合、）一人の被相続人ごとの作成

## ②確認・交付（登記所）

### ②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管



### ②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、 戸籍謄本等の返却 (参考：別紙2（解説付き）)

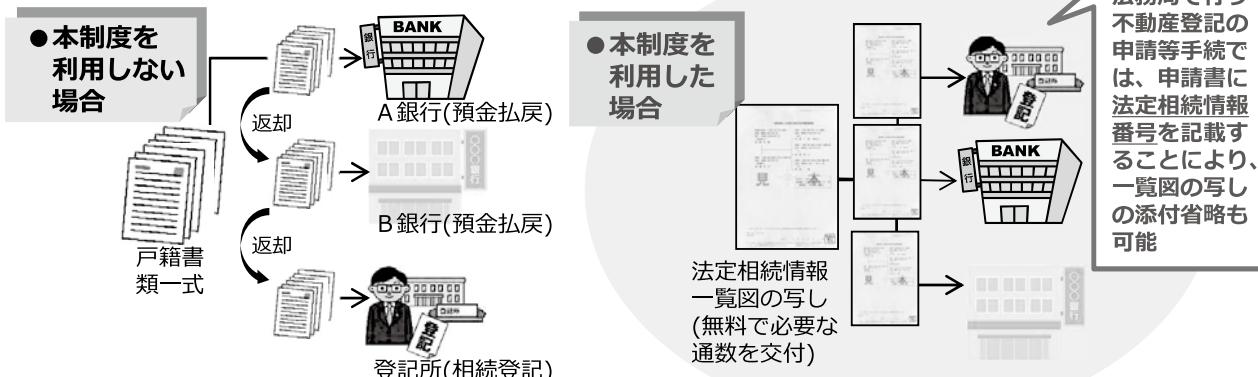
- ✓ 交付に当たり、手数料は徴収しない

- ✓ 偽造防止措置を施した専用紙で交付

## ③利用

### ③ 各種の相続手続への利用（戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に）

- ✓ この制度は、戸籍謄本等の束に代替し得るオプションを追加するものであり、戸籍謄本等の束で相続手続を行うことを妨げるものではない。
- ✓ 放棄や遺産分割協議の書類は別途必要



# 備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました！



## Q 1 知りませんでした！不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されることになりました。

## Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記をすることが法律上の義務になります。法務局に申請する必要があります。

正当な理由がないのに相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。

遺産分割の話合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

## Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？ それより前に相続した不動産は対象になりますか？

「相続登記の義務化」は、令和6年4月1日から始まりました。

また、令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記がされていないものは、義務化の対象になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

## Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で早めに遺産分割の話しを行い、不動産を取得することとなった場合には、その結果に基づいて法務局に、相続登記をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「相続人申告登記」という簡便な手続（※）を法務局ですることによって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告登記の手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手續です。

**遺産分割の話し  
がまとまった**

**遺産分割の結果に基づく相続登記**

不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

**早期に遺産分割を  
することが困難**

**相続人申告登記**

不動産の相続を知った日から3年以内にする必要（※）

※令和6年4月1日より前に相続で取得したことを知った不動産は、令和9年3月31日までに相続登記をする必要があります。

## Q 5 早めの対応が必要ですね。相続登記について不明な点があれば、どこに相談すれば良いのですか？

お近くの法務局（予約制の手続案内を実施中）や、登記の専門家である司法書士・司法書士会等に、ご相談ください。

法務省では、新制度を紹介するマンガや、相続登記の手続を案内するハンドブックも、提供しています。

法務省・法務局の名称を  
不正に使用した勧誘や  
架空請求などに  
ご注意ください

不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」

2024年5月版

詳しくは、こちらの  
法務省ホームページ  
をご覧ください。▶



法務省民事局  
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU